

抜粋

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第七条関係）	31
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（附則第八条関係）	32
○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）（附則第九条関係）	34
○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係）	36
○ 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）（抄）（附則第九条関係）	38
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）（附則第十条関係）	40
○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）（抄）（附則第十一条関係）	41
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）（附則第十二条関係）	42
○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）（附則第十三条関係）	44
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）（附則第十四条関係）	46

改 正 案	現 行
地方自治法目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第十章（略） 第十一章 情報システム 第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節～第五節（略） 第十三章 大都市等に関する特例 第一節・第二節（略） 第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例 第十五章 外部監査契約に基づく監査 第一節～第四節（略） 第十六章 補則 第三編・第四編（略） 附則	地方自治法目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第十章（略） 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節～第五節（略） 第十二章 大都市等に関する特例 第一節・第二節（略） 第十三章 外部監査契約に基づく監査 第一節～第四節（略） 第十四章 補則 第三編・第四編（略） 附則

中略

中略

第十六章 補則

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②～⑪ （略）

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようになしなければならない。

② 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方

第十四章 補則

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②～⑪ （略）

（新設）

法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

③ 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。

④ 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。

⑤ 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

⑥ 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規

則で定める手続により、随意契約によることができる。

⑦ 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まつて、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

⑧ 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

⑨ 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

⑩ 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

⑪ 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑫ 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに

至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 (略)

28 (略)

9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節(第二百五十二条の三十六第一項を除く。)の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

10 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合(同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう

以下略

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 (略)

28 (略)

9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節(第二百五十二条の三十六第一項を除く。)の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

10 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合(同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう

以下略